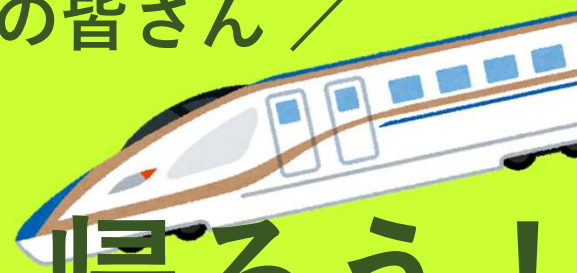


／ 若狭町出身の学生の皆さん ／



若 狭 町 へ 帰 ろ う ！

若狭町がみなさんの帰省 費用を応援します



【補助金対象者】

・町外で居住かつ大学等に在学し大学等の就学以前に1年以上若狭町に住所を有していた方

（大学等：学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校（福井県嶺南地域の高等学校を除く））

【補助対象経費】

居住地から若狭町への帰省に要する経費であって、次のいずれかに該当するもの

- 鉄道の運賃
- 旅客船の運賃
- 航空機の運賃
- 有料道路の料金
- 距離の乗合バスの運賃

【補助上限額】

1回5,000円

【交付回数】

1人4回まで／年度（4月分～3月分）

【申請方法】

1. 若狭町公式LINEを友達追加
2. メニューまたはQRコードから「わかさへ帰ろう学生帰省支援補助金」を選択
3. 案内に従い電子申請システムから必要書類を添付のうえ申請手続きを行う。

（注）3月帰省分については翌月の4月20日まで
に申請してください。

※令和7年度中は紙での申請でも可能です

【必要書類】

①居住地^{（発）}から若狭町^{（着）}までの帰省にかかる
交通費を支払ったことを証明できるもの

※区間・日付・料金が確認できるもの
（切符の写真等）

※若狭町へ帰省したことが証明できない場合
受付できない場合があります
（近江今津駅や敦賀駅等は可）

②学生証又は在学証明書の写し

③振込先口座がわかるものの写し

※②と③の書類は同年度2回目～4回目の申請において
は省略可

公式LINE（申請フォーム） ↓ 若狭町HP ↓

